

公表監第3号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査（産業文化局）、財政援助団体監査（社会福祉法人 関西中央福社会 及び 社会福祉法人 真心幸泉会）、出資団体監査（西宮都市管理株式会社）、指定管理者監査（企業組合労協センター事業団）の結果報告に対して、西宮市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同法同条第12項の規定により公表します。

平成29年7月5日

西宮市監査委員 亀井 健
同 鈴木 雅一
同 野口 あけみ
同 山口 英治

付記

措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
産業文化局	平成28年11月21日	平成28年11月22日	平成29年5月30日
社会福祉法人 関西中央福社会 社会福祉法人 真心幸泉会	平成28年11月21日	平成28年11月22日	平成29年5月31日
西宮都市管理株式会社	平成28年11月21日	平成28年11月22日	平成29年5月22日
企業組合労協センター事業団	平成28年11月21日	平成28年11月22日	平成29年6月2日

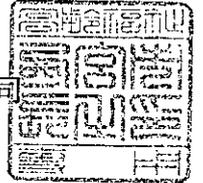
措置の内容 別紙のとおり

西高福発第49号
平成29年5月31日



西宮市監査委員 亀井 健様
同 鈴木 雅一様
同 野口 あけみ様
同 山田 ますと様

西宮市長 今村 岳司



監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり通知
します。

- | | |
|------------|--|
| 1 措置を講じた部局 | 健康福祉局 |
| 2 監査結果報告名 | 財政援助団体監査結果報告
(社会福祉法人関西中央福祉会 及び 社会福祉法人
真心幸泉会) |
| 3 監査結果提出日 | 平成28年11月21日報告監第14号 |
| 4 措置状況 | 別紙のとおり |

社会福祉法人関西中央福祉会 及び 社会福祉法人真心幸泉会

財政援助団体監査報告書に基づき講じた措置 (平成28年11月21日付報告監第14号)

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P14-3

2 補助事業の状況

入居者からの徴収額決定事務について、各施設で現地調査を行ったところ、有馬ホロンの苑で1件、幸泉サンズで1件、必要経費の認定に誤りが見られました。また、幸泉サンズでは、徴収額の決定を7月1日付で行うべきところ、6月1日付で行っていました。

(講じた措置)

徴収額の決定日につきましては、7月1日付で行うよう全施設に再周知いたします。徴収額決定事務につきましては、現在のマニュアルに加え、誤りやすい箇所をまとめたチェックリストを作成するなどし、適正な事務処理が行われるよう努めます。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P14-5

3 事務処理等の状況

8月に所管課による現地調査が行われていますが、そこでの指摘が9月の交付決定に反映されていません。また、11月に変更交付申請書の提出を求め12月に変更交付決定を行っていますが、最終的に精算が必要なことに変わりはなく、市の12月補正予算にも関係していません。交付申請、変更交付申請、補助金交付の時期について整理、検討を行ってください。

(講じた措置)

交付申請と補助金交付の時期につきましては、以下のとおり変更いたします。また、現地調査での指摘を9月の交付申請に反映するよう各施設に指導するとともに、指摘が正しく反映されているかの確認を徹底いたします。

- 9月 交付申請、交付決定
- 10月 第1回交付
- 12月 第2回交付
- 3月 変更交付申請、変更交付決定（補助金額が不足している施設のみ）
第3回交付

3 事務処理等の状況

11月の変更交付申請で、現地調査の指摘事項が正しく修正されておらず、見落としのまま変更交付決定をしています。また、交付申請書には収支予算書や資金収支計算書などが添付されていますが、金額が一致しないものが見られます。マニュアルやチェックリストを作成するなどチェック項目を明確にし、適正な事務処理に努めてください。

(講じた措置)

現地調査の指摘事項の反映については、指摘事項のチェックリストを作成し、申請書類とつき合わせて内容を確認いたします。また、収支予算書や資金収支計算書などの金額のチェックについては、チェックリストを作成するなどして確認する項目を明確にできるよう努めます。

3 事務処理等の状況

決定通知書や変更決定通知書に交付時期の記載がないなど不備が見られます。様式の見直しを行ってください。

(講じた措置)

今後作成する決定通知書に交付時期を記載いたします。

4 むすび

軽費老人ホーム事務費補助金は中核市移行時に県から移譲されたもので、事務費や入居者からの徴収額などの基準は国の通知に基づいて決定しています。これらの基準は、社会経済情勢などを勘案し、市の判断で改定できるものとなっています。本市の事務は、基本的に国通知のとおり行われていますが、必ずしも合理的とは言えない点が見られます。

入居者からの徴収額決定事務では、収入として認定するもの、必要経費として認定するものが詳細に定められていますが、入居者が申告しない収入を施設側が捕捉することはほぼ不可能であり、年金以外の少額の収入については取扱いの不統一による不公平が生じるおそれがあります。補助の対象となる経費については具体的な範囲が定められておらず、実務上は実支出額は基準額を上回るものとして扱われており、実支出額と基準額の比較は形骸化しています。補助金申請の負担軽減や補助目的を達成するためのより効率的、効果的な方法について検討してください。

(講じた措置)

現状、国の基準に基づき補助事業を行っており、各施設には申請することによって様々な作業をしていただいているところです。マニュアルやチェックリスト等を見直し、また、各施設にしていただく内容について負担の軽減や公平性等について改善できる点がないか検討し、できるところから行っていくことで、補助事業のより適正な推進に努めます。